



## 浜松市「休日の部活動の地域展開」 Q&A集

2026年3月30日更新

※ No.の番号に「○」がついている部分が、新たに追加した質問項目となります。

また、回答内容を修正・追記した箇所には、下線で示しています。

### 【1】浜松市の取組全体にかかわること

No.	質問	回答
1	浜松市の「休日の部活動の地域展開」はいつから始まりますか？	令和8年9月5日(土)より、休日の部活動を地域クラブ活動へ移行していきます。令和8年8月末までは、これまで通り平日、休日共に部活動が行われます。
2	私立中学校などは対象外ですか？	浜松市が進める本事業の取組は、浜松市立の中学校が対象です。私立・県立・国立中学校は対象外となります。
3	部活動自体がなくなってしまうのですか？	浜松市は、令和8年9月以降も、平日の部活動は当面の間継続されます。休日の移行が円滑に進んだ後に、平日の部活動の地域展開についても、実施をしていくこととしています。
4	休日の地域クラブ活動の体制が整わない場合は、「部活動指導員による学校部活動を経て移行」とありますが、「体制が整わない」とはどのような状態ですか？	平日に活動している部活動と同じ競技・種目について、休日に生徒が地域クラブ活動に参加したくても、参加できるクラブが中学校区もしくは近隣で創設される動きがない状態です。その場合、学校からの要請で、市より部活動指導員を派遣します。ただし、指導員の定数や指導希望競技の関係等で、派遣できない場合があります。
5	浜松市が目指す地域クラブ活動の基本理念は何ですか？	「生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」と「持続可能な活動環境の構築」を目指すことを基本理念としています。
6	浜松市が目指す地域クラブ活動を展開していくために、何か公的な支援を検討しているのですか？	中学校施設が優先かつ無償使用できるように整備を進めています。また、令和8年度より、クラブ活動費にかかわる補助金制度、経済的に困窮する世帯の生徒への参加費等の支援に関わる補助金制度を開始します。 公的支援の対象となるのは、市が認定する「はまクル認定クラブ」であることが条件となります。
⑦	浜松市の「平日の部活動の地域展開」についての方針はありますか？	平日の部活動の地域展開は、国における地域展開の加速化の方針を受け、令和8年度以降、実態把握や個別課題の論点整理を進め、市としての方向性を検討するための新たな協議会を設置していく予定です。また、平日の地域展開に意欲的なクラブを対象に、新たな実証事業を行うことも検討しています。国の動向も鑑み、休日の移行が円滑に進んだ後に平日の移行を実施していくこととしています。





### 【2】「はまクル」全体にかかわること

No.	質問	回答
1	「はまクル」とは何ですか？	「浜松市が目指す地域クラブ活動」の愛称です。「はままつ」と「地域クラブ(CLUB)」を短縮・融合させた造語です。
2	はまクルを行う団体にはどのようなことが求められますか？	営利目的を主とした運営ではなく、できる限り低廉な参加費等を設定し、募集対象とする範囲の中で、どの生徒でも参加できる公共的団体としての要素が必要です。

No.	質問	回答
3	はまクルは、どのような思いをもつ生徒をターゲットとしていますか？	「活動を楽しみたい・親しまいたい」、「仲間や地域の方との交流を深めたい」、「上手になりたい・できるようになりたい」という思いをもつ生徒を対象とした活動を行うことが前提となります。
4	はまクルは、全国大会に出場することを目的とした活動ではダメなのですか？	活動を通して、生徒が自主的・自発的に「大会で勝ちたい」という思いに至れば、その思いを尊重した活動を展開することは可能であり、その延長として全国大会に出場することも可能です。しかし、「全国大会に出場させたい」等の指導者の個人的な思いだけで、勝利至上主義的な活動になることは避けなければいけません。
⑤	「はまクル公認イベント」とは何ですか？	はまクル認定クラブの活動だけでなく、生徒が様々なスポーツ・文化芸術活動の体験機会・活動機会に触れることができるよう、はまクルの趣旨に沿った期間限定の練習会や教室、協働センターで開催される文化講座、民間企業等が行う単発なイベント等を「はまクル公認イベント」として、はまクルポータルサイトにて周知できるような環境整備を行います。「はまクル公認イベント」の申請方法については、今後制度が整い次第、周知していきます。

### 【3】「はまクル認定クラブ」の要件・申請・手続き等にかかわること

No.	質問	回答
1	「はまクル認定クラブ」とは何ですか？	「はまクル」の基本理念や目的に沿って、市が定める要件を規約に明記して申請し、登録されたクラブを指します。 ※はまクル認定クラブの活動が、国のガイドラインで示されている「認定地域クラブ活動」に該当します。
2	はまクル認定クラブになるための要件は何ですか？	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 基本理念に沿った活動の目的及び活動計画</li> <li>② 複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制</li> <li>③ コンプライアンス意識の徹底を図るための方策</li> <li>④ 公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制</li> <li>⑤ 活動中のけがや賠償等のための保険への加入</li> </ol> の5点となります。それぞれの要件に関わる具体的事項は、 <u>本市ガイドライン別冊資料①</u> に明記しています。 
3	会計処理で注意すべき点がありますか？	<ol style="list-style-type: none"> <li>①組織運営の透明性を確保するため、総会や会計報告等で、クラブ員や保護者等の関係者に対する情報開示を適切に行うこと</li> <li>②財産管理は、個人の私的な口座ではなく、団体活動のための専用の口座を用い、分別して管理・運営しなければならないこと</li> <li>③指導者に報酬を支払う場合は、源泉徴収等の税務処理に留意する必要があること</li> </ol> の3点が注意点として挙げられます。
4	口座については、例えば現在使用している少年団の口座をそのまま使用する形でもいいですか？	令和8年度より、クラブ活動費に関する補助金制度を開始します。補助金制度を活用する場合は、小学生が活動する少年団等の口座と分けて、認定クラブ専用の口座を開設していただく必要があります。
5	認定クラブの参加費等はどのように設定しますか？	活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定し、規約に明記します。参加費の目安(イメージ)は以下を参考にしてください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①国が示すイメージ(休日週1回・月4日程度の活動実施)は、月額1,000円～3,000円程度です。</li> <li>②市が行った実態調査(R5)の結果では、①と同じ条件で、「月額2,000円～4,000円程度が妥当である」と回答した保護者の割合が最も多くなっています。</li> </ol> 

No.	質問	回答
5	5の続き	ただし、競技・種目、実施回数、活動に必要な消耗品等などの実態がクラブによって違うため、必ず①、②で示した額以内におさなければいけないわけではありません。
6	認定期間と更新方法について教えてください。	はまクル認定クラブの認定有効期間は3年間です。更新する場合は、「はまクル認定クラブ認定(更新)申請書」(第1号様式)と「クラブ員名簿」(第2号様式)を提出します。
7	認定後にクラブの活動内容や規約を変更した場合はどうすればよいですか？	認定申請時に提出した書類から規約の内容や活動計画等、変更が生じた場合は、はまクル認定クラブ申請事項変更届(第5号様式)を事務局に提出する必要があります。 ただし、クラブ員の入退会に関する変更については、3か月以内を目安にまとめて報告をすることを可能とします。この場合も入会に伴う保険の加入は速やかに行ってください。
8	浜松市で地域クラブ活動を行う場合は、必ずはまクル認定クラブにならなければいけないのですか。	必ず認定クラブにならなければいけないわけではありません。 はまクル認定クラブは、運営するクラブにとっても、参加する生徒にとっても休日に行うスポーツ・文化芸術活動の1つの選択肢と捉えています。ただし、国のガイドラインにおいては、認定されていない地域クラブ活動についても、中学生を対象とした活動としての質の担保の観点から、認定要件に準じた活動が求められています。
⑨	認定クラブの申請はどのようにすればいいですか？	浜松市の電子申請システム「はままつスマート申請」を活用した申請となります。必要事項を入力したうえで、必要書類を添付してください。申請は、4月24日以降、下記のURLからアクセスできます。 (浜松市「休日の部活動の地域展開」ホームページ) <a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/renkei/tiikitenkai.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/renkei/tiikitenkai.html</a>

※認定クラブの申請方法、申請のスケジュールについては、ガイドラインの別冊資料①・②及び【別紙】申請フローチャート、団体規約見本例(更新版)を参照してください。



#### 【4】はまクル認定クラブへの参加にかかわること

No.	質問	回答
1	参加対象者となる生徒は誰ですか？	浜松市内に在住する中学生(浜松市立中学校に在籍、浜松市外の中学校に通学)、浜松市の私立・県立・国立中学校に通学する中学生が基本となります。
2	浜松市外に在住する生徒の参加はできますか？	参加は可能ですが、対象世帯におけるクラブ会費に関する補助金制度等は適用外になります。大会参加についても、主催団体の規定により、参加できない場合があります。
3	小学生は参加できますか？	可能です。ただし、中学生が対象の中心になることが前提ですので、対象が小学生だけのクラブは認定できません。中学生の活動を担保したうえで、小学生や高校生、大人も含めた幅広い年代の参加は可能となります。ただし、大会参加については、中学生対象の大会に参加することを基本としてください。(中学生が出場しない大会は、はまクル認定クラブとして参加することはできません。)
4	活動への参加は強制ですか？	生徒の自主的・自発的な参加が原則であり、参加を強制されるものではありません。
5	生徒を選抜する(セレクション)ことは認められますか？	参加者の意欲や技能等を審査して選抜する方法(セレクション等)は、地域クラブ活動の基本理念に沿わないため、認められません。ただし、活動場所や指導者の配置などの安全面、平日の部活動との連携等の理由から、学校や地域を限定して対象者を制限することは可能です。

No.	質問	回答
6	認定クラブに参加するにはどのようにすればよいですか？	令和8年5月中旬開設予定の「はまクルポータルサイト」から、体験や入会の申込みができます。各クラブと直接連絡をとって入会することも可能です。 既存のクラブに入会していて、そのクラブが認定クラブに移行する場合は、特段の手続きは必要ありません。
7	複数のはまクル認定クラブの活動に参加することは可能ですか？	可能です。野球と水泳、卓球と吹奏楽など、複数のはまクル認定クラブに参加することができます。
⑧	中学3年生は、夏季大会でクラブを引退しなければいけないのですか？	はまクル認定クラブの活動指針として、特にきまりはありません。国の地域クラブ活動における「新たな価値」の例にも「引退のない継続的な活動」が示されています。クラブ員の引退時期等については、各クラブで判断することとなります。



### 【5】指導者にかかわること

No.	質問	回答
1	はまクル認定クラブには最低何名の指導者が必要ですか？	2名以上の指導者を登録する必要があり、活動中においては、最低1名の登録指導者がいなければ活動できません。 また、活動に参加する人数に応じて、見守りの運営スタッフ(保護者も可)を配置し、安全に活動ができるように配慮してください。
2	指導者には、何か資格が必要ですか？	特段の必要はありません。スポーツ・文化芸術活動の有資格者であることが望ましいですが、その競技・種目の経験者、部活動指導の経験者、保護者等に担っていただくことを想定しています。 ただし、大会の参加には指導者資格が求められることがあります。
3	指導者には、何か研修等が義務付けられていますか？	指導者資格等を求めない代わりに、活動開始までに、原則として市が定める所定の研修を受講します。事前研修は、コンプライアンス等に関する動画視聴及びミニテストとなり、自宅等で各々のペースで受講が可能です。 また、今後救急救命講習などの実技研修等の実施も計画しており、認定期間内に一度は受講してもらう予定で計画していますが、日本スポーツ協会や吹奏楽指導者協会等の有資格者については免除することを検討しています。
4	高校生は指導者として登録できますか？	指導者として登録できるのは18歳以上(高校生は除く)とします。 ただし、クラブの責任で、指導者のサポートとしてクラブOBの高校生などが指導や運営に携わることは可能です。
5	指導者は全員「はまクル指導者人材バンク」に登録するのですか？	指導するクラブが決まっているか決まっていないかに関わらず、はまクル認定クラブの指導者になる方は、全員指導者人材バンクに登録していただきます。登録方法については、認定クラブの申請と同様に、浜松市の電子申請システム「はままつスマート申請」を活用した申請となります。事務局で適正に情報管理をしていきます。
6	人材バンクに登録した指導者全員が、指導者を求めるクラブとのマッチングの対象となるのですか？	マッチングの対象となる指導者は、クラブ未所属の方または所属はあるが複数のクラブでの指導を希望された方など、人材バンク登録時に指導者情報の公開を希望した方のみとなります。
7	複数のクラブに、指導者として携わることはできますか？	可能です。活動時間等が調整できれば、複数のクラブに携わることができます。
8	浜松市立学校の教員は指導者や運営スタッフになれますか？	クラブ代表者からの依頼があることが前提としたうえで、指導を希望する場合は、教育委員会の許可を得て指導者や運営スタッフになることが可能です。ただし、クラブの代表者になることはできません。

No	質問	回答
9	指導者や運営スタッフとしての報酬をもらうことはできますか？	<p>できます。報酬額や受領方法等は各クラブが決定するため、事前にクラブ側と確認、合意のうえ、必要に応じて書面を交わすなど、トラブルがないようにしてください。</p> <p>また、報酬を受領する指導者や運営やスタッフは、勤務先の副業や兼業に関する制度を確認し、雇用や有償ボランティア等の勤務形態も含め、必要に応じて勤務先の了承を得たうえで、クラブ活動に携わるようにしてください。なお、報酬に対しての税務処理等は、原則としてクラブ側の責任のもとに行います。</p>
⑩	指導者人材バンクのマッチングはどのように行いますか？	<p>基本的には本市の人材バンクシステムを活用します。指導者情報を公開した指導者と、指導者を確保したいクラブへ専用のアカウントを付与し、スカウト機能やチャット機能等を用いてマッチングをすることとなります。双方が合意するまでは、携帯電話等の個人情報が相手方に伝わることはありません。直接会って話をすることも可能ですが、教育委員会が立ち会ってのマッチングはしません。 (人材バンクシステムの稼働は5月中旬を予定しています。)</p>



#### 【6】活動場所にかかわること

No.	質問	回答
1	はまクルの活動場所は、原則どこになりますか？	原則としてクラブ員が在籍する市立中学校の施設を活動場所としますが、他の公共施設等での活動も可能です。
2	市立中学校施設を利用する際の費用や優遇はありますか？	休日の昼間は、学校の教育活動に支障のない範囲で、はまクル認定クラブが市立中学校の施設を利用する場合、使用料が免除され、優先的に利用できます。
3	使用できる中学校施設の決定や調整はどこが行いますか？	市が使用できる中学校施設を決定し、当面の間は、当該中学校の教職員等と連携して調整を行うこととしています。
4	学校備品は使用できますか？	所定の申請を行い、学校長の許可のもと学校備品を使用できます。
5	ボールなどの消耗品を使用することはできますか？	<p>学校で購入した消耗品は原則使用することはできません。</p> <p>ただし、部活動の保護者会等で購入した練習器具や物品については、当該団体責任者の了承を前提に、使用は可能です。その際の破損等の対応については各クラブの責任となります。</p>



#### 【7】活動内容・安全等にかかわること

No.	質問	回答
1	1日の活動時間や休養日はどのように定められていますか？	<p>クラブ員の心身の成長に配慮し、土日どちらか一日を休養日とし、原則1回の活動時間は3時間程度としています。土日以外の祝日においても活動は可能です。</p> <p>また、「土日どちらか3時間程度」を原則としつつも、将来的な平日の部活動の地域展開を見据え、地域での指導体制が充実した休日に活動の中心をシフトする観点から、クラブ員が参加する平日の部活動と休日の認定クラブの活動の合計を週 11 時間程度の範囲内とすることができれば、各クラブや地域の実情に応じて、土日2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応をすることも可とします。</p> <p>ただし、これらの対応をとる場合も、指導を希望する教員の指導日及び中学校施設等の優先使用や財政支援等の公的支援は、「土日どちらか3時間程度」を基準に進めていくこととします。</p>

No	質問	回答
2	活動中の安全管理や事故防止で特に注意すべき点はありますか？	クラブ代表者や指導者には「事故やけががないように安全に配慮する義務(安全配慮義務)」が生じています。特に熱中症の防止のため、暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合は原則活動を中止します。
3	活動中に事故やトラブルが起こった場合、誰が責任を負いますか？	各クラブの管理責任において適切に対応します。速やかに保護者へ連絡し、必要に応じて学校や警察等の関係機関と連携します。休日中にどうしても学校職員に伝えなければならない緊急案件が起こった場合の連絡先等は、認定を受けたクラブに個別に伝えます。
4	指導者やクラブ員が加入すべき保険はありますか？	クラブ員や指導者は、自身の怪我等を補償する保険と個人賠償責任保険に加入します。保険に加入していない状況では、クラブとして活動を開始することは認められません。
5	地域のクラブ活動において、学校との連携は必要ですか？	必要です。はまクル認定クラブと学校は、活動方針やスケジュール等の共通理解を図るとともに、活動の様子などの情報共有を積極的に行い、生徒の望ましい成長を支援することが求められます。
6	既存のクラブから認定クラブへ移行する際は、再度保険に加入する必要がありますか？	クラブそのものが変わるわけではないので、年度途中に認定を受けても、保険に加入し直す必要はありません。
⑦	はまクル認定クラブとして平日の活動を行うことはできますか？	令和8年9月から活動可能な「はまクル認定クラブ」は休日の部活動の地域展開に関する認定クラブですので、はまクルとして平日に行うことは認められません。 ただし、はまクル認定クラブとしてではなく、自主的なサークル活動として、他の一般団体と同様に、夜間に体育館等を借りて活動することまでは、市として関与することはできません。その際の事故等における責任は一切負いません。



### 【8】大会・コンクール等にかかわること

No.	質問	回答
1	大会・コンクール等への参加はどのように判断しますか？	生徒の主体的な選択により決定されるよう十分留意します。指導者の一方的な思いだけで決定するのではなく、クラブ員や保護者の考えを尊重し、了承を得て適切に参加できるようにします。
2	認定クラブになると、中体連の大会に出場することはできますか？	大会の参加については、中体連を含め、大会主催者が参加規程を定めます。中体連をはじめ、大会を主催する団体には、はまクル認定クラブが円滑に大会に参加できるように、今後も働きかけをまいります。 なお、はまクル認定クラブで大会等へ参加する場合は、クラブの指導者や運営スタッフが引率を担うこととなります。大会主催者からの依頼があれば、クラブ側も大会役員やスタッフの業務等、大会の運営に積極的に従事することが求められます。
③	中体連の県大会等、平日に大会が参加される場合、はまクル認定クラブとして参加できますか？	夏季休業中など、平日に大会が開催される場合、学校の教育活動に支障がない限り、はまクル認定クラブとして参加することができます。

### 【9】今後の取組にかかわること

No.	質問	回答
1	いつから認定クラブの申請が始まるのですか？	令和8年4月24日(金)から、申請を開始する予定です。令和8年度の詳細な日程は、次の質問の回答を参照してください。

No.	質問	回答
2	認定クラブの申請期間には、締め切りがあるのですか？	<p>認定クラブの申請については、特に締め切り等の期限はありません。認定クラブの活動可能な9月以降も随時受け付けます。</p> <p>ただし、初年度である令和8年度8月までは、認定の申請が集中する可能性もあり、中学校施設の使用を希望するクラブの活動場所や時間の調整等を円滑に行うために、以下の通りに申請期間を区切ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次申請期間 4月24日(金)～5月22日(金)</li> <li>・第2次申請期間 6月 5日(金)～6月26日(金)</li> <li>・第3次申請期間 7月10日(金)以降随時</li> </ul> <p>9月～12月の中学校施設の使用については、第1次申請期間で認定を受けたクラブから優先的に活動場所及び活動時間を当てはめています。</p>
3	今後も市民向けの説明会や個別相談の機会を設けていきますか？	<p>認定クラブの申請に向けた個別相談は随時電話もしくは対面で行っておりますので、気軽にご相談ください。</p> <p>また、4月24日(金)19:00より、浜北文化センター大会議室にて、はまクル認定クラブの申請や手続き方法に関する説明会を開催します。</p>

#### 【参考資料】

#### 「はまクル認定クラブ」と既存のクラブ・少年団等との違い

項目	はまクル認定クラブ	既存の私設クラブ、少年団、教室等
活動方針(目的)	はまクルの趣旨に沿った活動方針や目的を設定	クラブ独自に活動方針や目的を設定
クラブ員の募集	市ポータルサイトにて広く周知し、サイトを通じて申込みができるように準備中	各クラブで考えた方法で周知及び申込みの対応
活動時間・内容	はまクルガイドラインに準じた活動を実施	クラブ独自に設定して活動を実施
活動場所	休日の昼間における中学校施設は、優先かつ無償で利用可能	学校及び公共施設の使用、使用料等の負担はこれまで通り
教職員の関わり	校長の了承を得て、営利企業従事等許可申請書を提出し、許可されれば可能	別途個別対応 (従事を認められないケースもあり)
クラブへの費用援助等	クラブ活動費に関わる補助金制度を令和8年度より開始	特になし
クラブに参加する家庭への支援	経済的困窮世帯の生徒のクラブ参加に対する補助金制度を令和8年度より開始	特になし

**はまクル認定クラブでの活動は、生徒の休日の過ごし方における選択肢の1つです。**よって、はまクル認定クラブの活動が、既存のクラブや認定を受けない地域クラブの活動を阻害するものではありません。